**平成２９年（フ）第１８３号**
沖縄県那覇市古島２丁目19番地９
破産者　上原　里香（旧姓屋嘉部）
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２９年（フ）第１８４号**
沖縄県糸満市字兼城340番地　県営住宅浜川団地２号棟601号
破産者　池原　　確
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２９年（フ）第５６号**
岩手県花巻市西大通り１丁目29番20号メゾンシャルマン201号、旧住所岩手県花巻市野田502番地６エスポワール野田101号
破産者　佐藤　紀夫
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２９年（フ）第１４５号**
秋田市仁井田字新中島770番地646
破産者　三上　里美
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第７８号**
福島県伊達市根岸５番地20
破産者　柳沼　信義
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

**平成２９年（フ）第８８号**
福島市松川町沼袋字日向619番地の３
破産者　阿部　民子
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

**平成２９年（フ）第７９号**
茨城県取手市戸頭１丁目２番４―102号
破産者　赤根己知生
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２９年（フ）第８２号**
茨城県龍ケ崎市佐貫町740番地　アクティ佐貫６棟406号室
破産者　小泉　佳夫
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２９年（フ）第３４３号**
静岡県熱海市海光町１番６号　308、破産手続開始決定時の住所神奈川県小田原市扇町３丁目31番16号
破産者　米山　榮子
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第３１５号**
金沢市月浦町イ49番地１、従前の住所金沢市蚊爪町は84番地
破産者　川元　小平
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第８６号**
長野市大字若槻東条514番地１レオパレス若槻103
破産者　岡部　元気
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第３０号**
滋賀県草津市岡本町1114番地５
破産者　石見　拓也
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１２９号**
大津市一里山１丁目９番12号　ステージハウス万石601、前住所大津市一里山３丁目23番23号
破産者　田口　秋則
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第４９号**
兵庫県伊丹市中野東１丁目85番地６　ウィルロード昆陽池パークビュー304号、開始決定時の住所兵庫県宍粟市一宮町安積1170番地３
破産者　溝口　吉美
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

**平成２９年（フ）第１１７号**
香川県高松市香西東町41番地４
破産者　手塚真由美（旧姓古田）
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２９年（フ）第４０９号**
北九州市八幡西区下畑町14番10号、開始決定時の住所北九州市小倉北区古船場町４番16―301号
破産者　矢坂　勤子
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２９年（フ）第４６１号**
福岡県遠賀郡岡垣町海老津駅南３丁目５番14号　海老津駅南ヒルズ101
破産者　岩本　祥伍
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２９年（フ）第４６２号**
福岡県遠賀郡岡垣町海老津駅南３丁目５番14号　海老津駅南ヒルズ101
破産者　岩本　優美
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部